

静岡県 島田市 市長



様

軽自動車税納税通知書 口座振替用

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

|        |            |       |    |
|--------|------------|-------|----|
| 納税義務者  |            |       |    |
| 賦課年度   |            | 課税年度  |    |
| 振替対象台数 |            | 合計納税額 |    |
| 金融機関名  |            |       |    |
| 支店名    |            | 口座種別  |    |
| 口座番号   |            | 口座名義人 |    |
| 納期限    |            | 振替日   |    |
| 通知書番号  | 車両番号(標識番号) | 車種    | 税額 |
|        |            |       | 円  |
|        |            |       | 円  |
|        |            |       | 円  |
|        |            |       | 円  |

根拠法令

地方税法第 443 条及び 444 条並びに市税条例第 80 条  
滞納処分、延滞金について

※滞納処分、延滞金については裏面に記載しております。

教示文

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。